

旧労務単価等で積算した工事における特例措置

(令和 7 年 3 月 2 4 日制定)

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という）が決定されたことに伴い、以下の取扱いをする。

1. 措置の概要

契約締結日が令和 7 年 3 月 1 日以降の工事等のうち、旧労務単価で積算した工事等について、三郷市建設工事請負契約約款第 61 条等に基づく協議及び変更契約を請求できるものとする。

2. 具体的な取扱い

請負者の請求に基づき、新労務単価による積算への変更契約を実施する。

3. 請負代金額の変更について

変更後の請負代金額＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約時点の落札率

4. 請求について

「特例措置による変更協議請求書」を工事等担当部署に提出することとし、制定の日から請求の受付を開始する。

請求期限は、当該工事等の契約締結の日から 30 日以内とし、制定の日までに契約を締結したものについては、制定日から 30 日以内とする。